◆新型コロナウイルス感染症に関して

(令和5年4月1日現在)

学校保健安全法19条により出席停止とする目安は、現在、次のようになっています。

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前~)の接触)があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした場合等
- (4) 児童生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合
- (5) 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合 ただし、地域の実情に応じ、出席停止の措置をとることができる。 ※県新型コロナウイルス感染症本部会議のレベルを参考に、県教委で判断する。 現在、県立学校の行動基準は「レベル1」のため、(5) は出席停止対象外。

出席停止とする期間

上記 (1) については、有症状患者は発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※)後24時間経過した場合には8日目から解除。

※症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね 37.5℃以下で、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

無症状患者は、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から解除となるが、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除。

- (2) については、感染者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間。 ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたものを必ず 用いる)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。
- (3) については、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する。
- (4)(5)については、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いがなくなるまで。

また、上記以外でも新型コロナウイルス感染症に関して生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合には、保護者の申し出を受け、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、欠席にはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関する欠席の場合は、<u>別紙「新型コロナウイルス感染症(疑い</u>も含む)についての連絡票」に保護者の方が記入・押印の上、再登校の際に必ず、担任また は保健室までご提出ください。